

# 大分県報

令和元年  
第七号  
五月二十八日

（火曜日）

## 目次

### 告示

大規模小売店舗の廃止の届出……………一

区画漁業の免許の内容たるべき事項等……………一

洪水浸水想定区域等の公表……………四

### 教育委員会告示

県指定有形文化財の指定の解除……………四

### 労働委員会告示

大分県労働委員会あつせん員候補者……………四

### 公告

競争入札参加者の資格に関する公示……………五

一般競争入札の実施……………六

## ○告示

### 大分県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和元年五月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルシヨク寒田店

大分市大字寒田字蓮町千五十四番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 千四百四十八平方メートル

廃止後 ○平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

令和元年五月三十一日

二 届出年月日

令和元年五月七日

### 大分県告示第四十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定めた。

令和元年五月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 漁場計画番号

別表のとおり

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類及び名称

別表のとおり

2 漁業の時期

別表のとおり

3 漁場の位置

別表のとおり

4 漁場の区域

別表のとおり

三 制限又は条件

別表のとおり

四 免許予定日

令和元年九月一日

五 申請期間

令和元年五月二十八日

大分県報（告示）

令和元年五月二十八日

大分県報(告示)

令和元年七月一日から同月十九日まで

六 地元地区

別表のとおり

七 存続期間

別表のとおり

別表		免 許 の 内 容		た る		事 項		制限又は条件	地元地区	存続期間
漁場計画番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	区 域	漁 場 基 点	区 域 点	区 域 点			
区第三千二百四十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	4月1日から9月30日まで	佐伯市上浦大字最勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1289号 佐伯市上浦大字最勝海浦蒲戸崎の標識	イ 基点第1289号から293度1.105メートルの点 ロ 基点第1289号から322度1.007メートルの点 ハ 基点第1289号から324度589メートルの点 ニ 基点第1289号から274度809メートルの点 ホ 基点第1289号から286度1.064メートルの点	イ 基点第1289号から293度1.105メートルの点 ロ 基点第1289号から322度1.007メートルの点 ハ 基点第1289号から324度589メートルの点 ニ 基点第1289号から274度809メートルの点 ホ 基点第1289号から286度1.064メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で養殖される魚は、区第3230号に係る区画漁業で養殖の用に供される施設から移送されたものでなければならぬ。	佐伯市上浦大字最勝海浦	令和元年9月1日から令和5年8月31日まで
区第三千二百四十一号	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	4月1日から9月30日まで	佐伯市上浦大字最勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1289号 佐伯市上浦大字最勝海浦蒲戸崎の標識	イ 基点第1289号から293度1.105メートルの点 ロ 基点第1289号から322度1.007メートルの点 ハ 基点第1289号から324度589メートルの点 ニ 基点第1289号から274度809メートルの点 ホ 基点第1289号から286度1.064メートルの点	イ 基点第1289号から293度1.105メートルの点 ロ 基点第1289号から322度1.007メートルの点 ハ 基点第1289号から324度589メートルの点 ニ 基点第1289号から274度809メートルの点 ホ 基点第1289号から286度1.064メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で養殖されるくろまぐるは、区第3231号、区第3238号又は区第3239号に係る区画漁業で養殖の用に供される施設から移送されたものでなければならぬ。	佐伯市上浦大字最勝海浦	令和元年9月1日から令和5年8月31日まで

注 角度の表示は、全て真方位とする。

大分県告示第四十八号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により当該区域等を次のとおり公表する。  
令和元年五月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

水系名	河川名	指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	備考
二級河川竹田川	竹田川	別図のとおり	「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び豊後高田土木事務所において閲覧に供する。
二級河川桂川	桂川	別図のとおり	
二級河川真玉川	真玉川	別図のとおり	
二級河川伊美川	伊美川	別図のとおり	
二級河川田深川	田深川	別図のとおり	
二級河川武蔵川	武蔵川	別図のとおり	
二級河川安岐川	安岐川 荒木川 吉松川	別図のとおり	
一級河川大分川	大分川 旧大分川 平川 小槐木川 宮川	別図のとおり	「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び大分土木事務所において閲覧に供する。
一級河川筑後川	有田川	別図のとおり	「別図」は、省略し、大分県土木

大分県教育委員会告示第四号

大分県文化財保護条例(昭和三十年大分県条例第十二号)第五条第一項の規定により、次に掲げる県指定有形文化財の指定を解除する。  
令和元年五月二十八日

大分県教育委員会

二級河川伊呂波川	伊呂波川	別図のとおり	「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び宇佐土木事務所において閲覧に供する。
二級河川寄藻川	寄藻川 向野川	別図のとおり	
二級河川駅館川	駅館川 津房川 深見川	別図のとおり	

大分県労働委員会告示第一号

大分県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。  
令和元年五月二十八日

大分県労働委員会

種別	指定番号	名称	指定年月日	所在地
工芸品	工第四号	脇差	昭和二十八年四月二十日	兵庫県豊岡市小田井町一五番八
建造物	建第一七三号	雄禅庵跡異形四仏石幢	昭和五十八年四月十二日	国東市安岐町大字油留木三一五〇地先

労働委員会告示

大分県労働委員会告示第一号  
大分県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。  
令和元年五月二十八日

氏名		現職及び前歴	須賀 陽 二
須賀 陽 二	大分県労働委員会会長 公益委員 弁護士	大分県労働委員会会長代理 公益委員 大分大学名誉教授	平二二・二・九
鈴木 芳 明	大分県労働委員会公益委員 元大分県大阪事務所長	大分県労働委員会公益委員	平二五・二・二六
関 恵 子	大分県労働委員会公益委員 一級建築士	大分県労働委員会公益委員	平二八・二・九
三浦 恭 子	大分県労働委員会公益委員 一級建築士	大分県労働委員会公益委員	平二六・二・二二
深田 茂 人	大分県労働委員会公益委員 弁護士	大分県労働委員会公益委員	平二八・二・九
佐藤 寛 人	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長	大分県労働委員会労働者委員	平二八・二・九
松尾 竜 二	大分県労働委員会労働者委員 日本製鉄大分労働組合組合長	大分県労働委員会労働者委員	平二六・九・二四
志賀 慎 二	大分県労働委員会労働者委員 日本郵政グループ労働組合大分連絡協議会議長	大分県労働委員会労働者委員	平二六・二・二二
藤本 雅 史	大分県労働委員会労働者委員 情報産業労働組合連合会大分県協議会議長	大分県労働委員会労働者委員	平二八・二・九
太田 美乃里	大分県労働委員会労働者委員 UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	大分県労働委員会労働者委員	平二八・二・九
大塚 伸 宏	大分県労働委員会使用者委員 大分県経営者協会専務理事	大分県労働委員会使用者委員	平二二・二・九
赤松 健一郎	大分県労働委員会使用者委員 三和酒類株式会社代表取締役会長	大分県労働委員会使用者委員	平二〇・二・二二
田北 裕 之	大分県労働委員会使用者委員 大分製紙株式会社代表取締役社長	大分県労働委員会使用者委員	平二〇・二・二二
白川 憲 一	大分県労働委員会使用者委員 大分交通株式会社常務取締役	大分県労働委員会使用者委員	平三〇・二・一三

令和元年五月二十八日

大分県報（労働委告示・公告）

五

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年五月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類  
大分県警察駐在所等ネットワーク電気通信回線利用契約

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合
- (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
- (三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
- (四) 県税を滞納している場合
- (五) 営業年数が一年未満である場合
- (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が

大山 直 美  
Team&AMA RE代表

平三〇・二・一三

後藤 素 子  
大分県労働委員会事務局長

令 元・五・一四

江藤 博 邦  
大分県労働委員会事務局調整審査課長

平三〇・四・一〇

経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和元年五月二十八日から同年六月七日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youddokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年5月28日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の種類

大分県警察駐在所等ネットワーク電気通信回線利用契約

(2) 契約期間

令和元年10月1日から令和6年11月30日まで（62箇月）

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）  
(3) 回線の接続場所  
大分県警察本部警務部情報管理課、交通部高速道路交通警察隊、各警察署及び県下の駐在所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者

(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者

<p>が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>コ 納入しようとする物品等が仕様を満たすことを証明する書類等を令和元年6月18日（火）午後5時45分までに大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年5月28日から同年6月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館10階 電話 097-536-2131</p> <p>(2) 日時 令和元年5月28日から同年6月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p>	<p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 令和元年6月20日（木）午後2時30分。ただし、郵送の場合は、同月19日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館11会議室</p> <p>(2) 日時 令和元年6月20日（木）午後2時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p>
---	---

設定しない。

12 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所

前記6の(1)と同じ

(2) 交付日時

前記4の(2)と同じ

13 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 入札に関する事務を担当する部局の名称

前記6の(1)と同じ

15 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

16 その他

(1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。

(3) この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 Summary

(1) Nature and quantity of services to be procured  
Telecommunications Line use of Oita Prefectural Police satellite office and others Network

(2) Time limit for tender  
2:30 p.m. 20 June 2019

(3) Office

Information Administration Division, Oita Prefectural Police  
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502  
Tel 097-536-2131